

八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の実施に係る取扱要領

平成24年3月30日

(目的)

第1条 この要領は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を次のとおり定める。

(市長が認めるもの)

第2条 要綱第2条第1項第1号オに基づくその他市長が認めるものは、地震に対する木造住宅の安全性を、平成18年国土交通省告示第184号別添第1第一号に基づく耐震診断の方法により評価したものをいう。

2 補助対象者は、要綱第7条第1項の規定による交付申請書に同条第2項第5号に基づくその他市長が必要と認める書類として、建築基準法集団規定確認報告書（要領第1号様式）を添付するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には八千代市補助金等交付規則（平成17年12月1日 規則第43号）第4条第1項の規定に基づき、現地を調査し補助事業として適当かどうか確認しなければならない。

(地震に対して安全な構造とする旨の勧告書)

第3条 市長は、要綱第9条に基づく八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付決定(却下)通知書の交付に際し、地震に対して安全な構造とする旨の勧告書（要領第2号様式）を交付するものとする。

(事業の取り下げ)

第3条の2 補助対象者は要綱第9条に基づく交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに八千代市木造住宅耐震改修費補助事業取下げ届出書（要領第2号様式の2）を市長に提出するものとする。

(審査終了通知書)

第4条 市長は、要綱第11条に基づく八千代市木造住宅耐震改修費補助金状況報告書（以下「状況報告書」という。）の提出があったときには、その耐震改修に係る設計が妥当であると認める場合には審査終了通知書（要領第3号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定による審査終了通知書は状況報告書の提出があった日から28日以内に通知するものとする。

3 補助対象者は、第1項に規定する審査終了通知書の交付があるまでは、耐震工事に着手できない。

(中間検査申請書)

第5条 補助対象者は、耐震工事が耐震改修箇所の状況が確認できる状態になったときは中間検査申請書(要領第4号様式)を提出し検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間検査申請書の提出があった場合には適性に施行されているかどうかを現地で確認しなければならない。

(完了検査)

第6条 市長は、要綱第12条の規定による八千代市木造住宅耐震改修費実績報告書の提出があった場合には耐震工事が完了したことを現地に出向き確認しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。